

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年8月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年8月1日からA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和40年8月1日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社での事務担当者は、「社員は、全員採用当初から正社員であり、試用期間は無かった。」旨を供述しているほか、当時の複数の同僚も、「A社では、見習期間及び試用期間は無く、入社当初から正社員であり、厚生年金保険も入社当初から加入させてくれていた。」旨を供述している。

さらに、当時の複数の同僚が供述する自身のA社の入社日と社会保険庁の記録における同社での厚生年金保険の資格取得日は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和40年10月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から48年12月まで

私は、昭和45年5月に前夫と婚姻した後、同じ敷地内にあった前夫の父親宅に国民健康保険料の集金に来ていた集金人から、国民年金保険料も集金していると聞き、その集金人に国民年金の加入手続を依頼するとともに、一人当たり150円から250円くらいの夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間当時の国民年金保険料額とは大きく異なっている上、申立人は、国民健康保険料の集金に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市町村では、国民健康保険料の集金人は国民年金保険料の集金を行っていなかったと回答しており、このことは申立人が居住していた地区に近接する地区において昭和39年9月から平成14年3月まで国民年金保険料を集金していた元集金人の証言からも裏付けられ、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとされる申立人の前夫は、申立期間を含めて国民年金に加入した痕跡^{こんせき}が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張する集金人は特定できないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、平成 2 年 1 月に婚姻した後、国民年金の第 3 号被保険者の届出に市役所へ出向いた際、過去の未納期間について 2 年間さかのぼって納付できることを聞き、1 か月ごとに分割した納付書の交付を依頼し、後日、送付されてきた納付書で毎月欠かさず国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、過去の未納期間について 2 年間さかのぼって毎月欠かさず国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付書の交付を依頼したことは一度しかないと申し述べており、社会保険庁の記録によれば、平成 2 年 11 月 28 日付けで申立人に納付書が発行されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち大半の期間は時効により納付できなかったものと考えられる上、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直後の平成元年度の国民年金保険料を平成 3 年 2 月からほぼ毎月過年度納付していることが確認できることから、申立人が当該期間の国民年金保険料について申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付

金額、送付されてきた納付書の枚数について記憶が明確でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 8 月に再婚した直後に、夫婦二人の国民年金の加入手続を市役所で行うとともに、同年 8 月分からの夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により、農協で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月に申立人の元夫と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、58 年 8 月から同年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を農協で毎月納付していたと主張しているが、申立人の元夫も申立期間は未納期間とされているなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年12月まで
私は、昭和36年ごろ、地区長から加入勧奨され国民年金の加入手続を行うとともに、その地区長に国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に申立人の夫と連番で払い出されたものと推認され、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、69か月と比較的長期間であり、申立人の夫も当該期間は厚生年金保険被保険者期間を除き国民年金の未加入期間とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張する地区長は既に他界しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、社会保険庁の記録上、申立期間の国民年金保険料が時効後に納付されたものとして還付されたこととなっているが、社会保険事務所から送付されてきた納付書で、同封されていた「国民年金保険料未納のご通知」に記載されている指定期限までに国民年金保険料を納付し、国民年金保険料の還付を受けた記憶も無いことから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳には、申立期間に係る国民年金保険料の還付について、還付金額、還付処理日等が明確に記載されており、市町村の国民年金被保険者名簿にも、いったん収納された申立期間に係る国民年金保険料が還付されたことを示す記載がある上、申立人が保管している申立期間に係る国民年金保険料の納付書・領収証書によれば、時効後の昭和 53 年 6 月 2 日に納付していることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人は、社会保険事務所から送付されてきた納付書で、同封されていた「国民年金保険料未納のご通知」（以下「未納通知」という。）に記載されている指定期限までに申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、未納通知の発行日が昭和 53 年 7 月 14 日とされていること等から、社会保険事務所から送付されてきた未納通知に記載されていた指定期限は、申立期間の国民年金保険料ではなく、昭和 51 年度の国民年金保険料に係る納付期限を記載していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成5年8月まで

私は、平成5年9月ごろ、父親が、国民年金の加入手続を行うとともに、私が大学を卒業した昭和60年4月までさかのぼって過去の未納期間の国民年金保険料を一括で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年9月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間直後の平成5年9月から7年3月までの国民年金保険料を、7年10月から過年度納付していることが確認できることから、申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続を行った後、さかのぼって納付できる当該期間の国民年金保険料のみを納付したものと考えられる。

さらに、申立期間は101か月と長期間に及んでいる上、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 10 月に婚姻した後、妻が、市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付するとともに、昭和 53 年度になって特例納付のことをラジオで聞いたことを契機に、過去の未納期間について、2 万から 3 万円くらい（高くても 5 万円まで）の国民年金保険料を、3 回か 4 回に分けて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 4 月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、51 年 6 月から 52 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることとなり、53 年 1 月から 54 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人の妻が納付していたと主張する金額は、当該期間をさかのぼって納付した場合の国民年金保険料額とは大きく異なっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が 2 万から 3 万円くらい（高くても 5 万円まで）の国民年金保険料を、3 回か 4 回に分けて納付していたと申し述べているが、市役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 54 年度の国民年金保険料を、昭和 55 年 9 月から 4 回に分けて過年度納付していることが確認できる上、当該期間の国民年金保険料は、申立人の妻が記憶している納付金額とほぼ一致していることから、当該期間の国民年金保険料について申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がう

かがわれる。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続をした時期について供述が変遷するなど記憶が明確でなく、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から59年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、昭和55年11月に事業所を退職した直後から、国民年金保険料の納付書が市役所から届き始めたため、郵便局又は銀行で国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月ごろに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、55年11月から56年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、57年1月から58年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和55年11月に事業所を退職した直後から、国民年金保険料の納付書が市役所から届き始めたため、郵便局又は銀行で国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金被保険者の職権適用は行っていなかった上、国民年金保険料の納付書が1か月ごとの様式となったのは昭和57年度からであったことが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。